

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、浦臼町職員の懲戒処分の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和2年8月31日

浦臼町長 川 畑 智 昭

(本人)

所属名	総務課	職名	主査	年齢	35歳	性別	男
事案の概要	支出処理を怠り停滞させ関係企業に多大な迷惑を及ぼし、その過失を隠蔽する目的で無断で決裁印を押印し支払処理を行った。						
処分の内容	懲戒処分 停職4月間						
処分の理由	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第2号及び第3号						
処分年月日	令和2年9月1日						

(管理監督者)

所属名	総務課	職名	主幹	年齢	46歳	性別	男
事案の概要	担当職員の不適切な事務処理を防止、改善することができず、管理監督者としての義務を怠ったため。						
処分の内容	訓告						
処分の理由	職員の懲戒処分等に関する基準第4条第3号						
処分年月日	令和2年9月1日						

(管理監督者)

所属名	総務課	職名	係長	年齢	39歳	性別	男
事案の概要	担当職員の不適切な事務処理を防止、改善することができず、管理監督者としての義務を怠ったため。						
処分の内容	厳重注意						
処分の理由	職員の懲戒処分等に関する基準第4条第3号						
処分年月日	令和2年9月1日						